

高知県建設業活性化事業費補助金審査要領

(目的)

第1条 この要領は、高知県建設業活性化事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、当該補助事業の審査（以下「審査」という。）に関し、必要な事項を定める。

(審査会)

第2条 要綱第7条第1項の規定による審査会として、同要綱第4条に定める事業の審査を行う高知県建設業活性化事業審査会（以下「審査会」という。）を設ける。

(審査の手順)

第3条 審査は、要綱別記第1号様式による事業実施計画書及び参考資料に基づき行う。

2 事業の評価に当たっては、あらかじめ事業内容についての説明及び質疑応答を行う。

3 評価項目等は、別表第1の高知県建設業活性化事業費補助金審査会評価表（以下「評価表」という。）に定める。

(審査員)

第4条 審査会の審査員は、別表第2に定める。

(審査員の個別評価)

第5条 審査会の審査員は、評価表により、採択申請のあった事業ごとに評価を行うものとする。なお、1点とした評価項目にあっては、原則として、備考の欄に意見を付するものとする。

2 欠席する審査員は、あらかじめ、評価表を事務局に提出するものとする。

(審査会の総合評価)

第6条 審査会における総合評価は、別表第3の高知県建設業活性化事業費補助金審査会評価表（集計表）を基に、審査員の合議により行う。

(事業の採択)

第7条 事業の採択は、審査会の総合評価において、全ての審査項目で1点（不適）と評価されなかったものについて、総合点数の高いものから順に採択するものとする。

(審査結果の通知)

第8条 採択の決定を行った場合においては、当該申請者にその旨を通知するものとし、不採択の決定を行った場合は、その理由を付して当該申請者に通知するものとする。

高知県建設業活性化事業費補助金審査会 評価表

令和 年 月 日

評価者 氏名

補助事業名

※ 評価は 1 点から 5 点までの整数で評価すること。

5 点：非常に適している、4 点：適している、3 点：普通、2 点：あまり適していない、

1 点：適していない（不適）

審査事項	評価点	評価のポイント		備考
具体的な 事業計画と なっていること		事業体制	事業を遂行するに足る適正な体制を有しているか	
		具体的な目標の設定	目標設定の考え方、根拠等が明確か	
高知県 建設業活性化 プランに即した 事業計画と なっていること		高知県建設業活性化プランとの関連	高知県建設業活性化プランに資する取組となっているか	
		県内建設業者への波及効果	県内建設業者の担い手確保等の取組の推進につながるか	
		新しい生活様式や社会構造への対応	時代に即した取組となっているか	

別表第2

高知県建設業活性化事業審査会名簿

No.	委員	備考
1	高知県建設業活性化検証委員会委員	
2	高知県建設業活性化検証委員会委員	
3	高知県建設業活性化検証委員会委員	
4	高知県土木部土木政策課長	
5	高知県土木部技術管理課長	

高知県建設業活性化事業費補助金審査会 評価表（集計表）

令和 年 月 日

補助事業名 _____

※ 評価は1点から5点までの整数で評価すること。

5点：非常に適している、4点：適している、3点：普通、2点：あまり適していない、

1点：適していない（不適）

審査事項	評価項目	評価	評価	評価	評価	評価	評価点数
		委員	委員	委員	委員	委員	
具体的な事業計画と なっていること	事業体制						
	具体的な目標の設定						
高知県建設業活性化 プランに即した 事業計画と なっていること	高知県建設業活性化プランとの関連						
	県内建設業者への波及効果						
	新しい生活様式や社会構造への対応						
合 計							

事業の適格性	適	不適
--------	---	----